

令和 3 年

第 1 回市議会定例会 議案第 6 4 号

函館市都市景観条例の一部改正について

函館市都市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市都市景観条例の一部を改正する条例

函館市都市景観条例（平成 7 年函館市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 2 第 1 項中「第 1 6 条の 2 第 3 項」を「第 1 6 条の 2 第 5 項」に改める。

第 1 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる行為」の後ろに「（第 6 号に掲げる行為にあつては、第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する都市景観形成地域における行為に限る。）」を加え、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 4 8 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

第 1 6 条の 2 中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項および前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項中「当該届出に係る行為についての都市景観の形成への配慮に関する市長との協議（以下「事前協議」という。）」を「事前協議」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条に第 1 項および第 2 項として次の 2 項を加える。

都市景観形成地域（史跡その他の重要な遺跡が所在する地域であつて、市長が指定するものに限り、景観形成街路沿道区域を除く。）に

において第13条第1項の規定による届出（建築物等の除却に係るものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、当該届出に係る行為についての都市景観の形成への配慮に関する市長との協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

2 第10条第3項から第6項までの規定は、前項に規定する都市景観形成地域の指定および変更について準用する。

第16条の4第2項中「第16条の2第2項から第4項まで」を「第16条の2第4項から第6項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

（提案理由）

史跡その他の重要な遺跡が所在する都市景観形成地域であって市長が指定する地域において、建築物の新築等の行為をする場合の事前協議を義務付けることとし、および土石等の物件の堆積行為を届出の対象とすることとするため